

平成 23 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（**新設**・拡充・延長）

（金融庁）

制 度 名	特定口座の利便性向上に向けた所要の措置			
税 目	所得税			
要 望 の 内 容	<p>以下に掲げる上場株式等について、一定の要件のもと、特定口座への預け入れを可能とする措置を講ずること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 相互会社の株式会社化に伴い発生した上場株式（特別口座で管理されているものに限る）</li> <li>② 株式無償割当により取得した上場株式（基準となる上場株式を一般口座に預け入れている場合）</li> <li>③ 新株予約権無償割当により取得した上場新株予約権</li> <li>④ 特定口座内保管上場株式等である新株予約権の行使により取得する上場株式</li> <li>⑤ 非適格ストックオプションの権利行使により取得した上場株式</li> <li>⑥ 相続、贈与又は遺贈により、被相続人等の持株会等口座から取得した上場株式等</li> </ul> <table border="1" data-bbox="874 909 1489 1003"> <tr> <td data-bbox="874 909 1219 1003">平年度の減収見込額 （制度自体の減収額）</td> <td data-bbox="1219 909 1489 1003">－ 百万円 （－ 百万円）</td> </tr> </table>		平年度の減収見込額 （制度自体の減収額）	－ 百万円 （－ 百万円）
平年度の減収見込額 （制度自体の減収額）	－ 百万円 （－ 百万円）			
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	<p>(1) 政策目的</p> <p>国民が豊かさを享受できるような国民金融資産の運用拡大の観点から、特定口座の利便性向上に向けて、必要な税制上の措置を講ずる。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>特定口座は、個人投資家の納税手続きの負担を軽減するために設けられた制度である。</p> <p>平成 15 年 1 月の制度開始以来 7 年半の間に、特定口座数は約 2,300 万口座（平成 22 年 6 月末時点）となり、個人の有価証券投資のインフラとして定着しつつある。</p> <p>しかしながら、今回要望する上場株式等は、現在、特定口座の預け入れ対象として法律上認められていないため、投資家は、自身の手で確定申告する必要がある。</p> <p>本施策は、確定申告等による個人投資家の納税事務の負担を軽減するため、特定口座への預け入れ範囲の拡大等の措置を講ずるものである。</p>			

今 回 の 要 望 に 関 連 す る 事 項	合 理 性	政策体系における政策目的の位置付け	Ⅲ－１－（４）個人投資家の参加拡大
		政策の達成目標	個人投資家に対して、金融・資本市場への適切な投資機会を提供すること。 （測定指標）個人株主数の推移、特定口座数の推移
		租税特別措置の適用又は延長期間	恒久措置とする
		同上の期間中の達成目標	（「政策の達成目標」と同じ）
		政策目標の達成状況	新設要望のため、該当せず
	有 効 性	要望の措置の適用見込み	4,479万人（平成21年度 個人株主数の延べ人数） （出典）東京証券取引所等「平成21年度株式分布状況調査」
		要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	要望の措置は、個人投資家の納税事務の負担を軽減させるため、個人投資家の証券市場への参加拡大に有効である。
	相 当 性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	なし
		予算上の措置等の要求内容及び金額	なし
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	なし
要望の措置の妥当性		要望の措置は、個人投資家の納税事務の負担を軽減させる簡素で分かりやすい制度であるため、妥当である。	

<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項</p>	<p>租税特別措置の適用実績</p>	<p>新設要望のため、該当せず</p>
	<p>租税特別措置の適用による効果 (手段としての有効性)</p>	<p>新設要望のため、該当せず</p>
	<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>新設要望のため、該当せず</p>
	<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>新設要望のため、該当せず</p>
<p>これまでの要望経緯</p>	<p>・平成 22 年度改正          特定口座の預け入れ対象となる上場株式等の範囲については、これまでも利便性向上に向けた要望を行い、一定の要件を満たす上場株式等について特定口座への受け入れが可能となっている。</p>	